

令和5年度
創業者テナントマッチング事業
募 集 案 内

鹿児島市の中心市街地や団地核にある
空き店舗への出店に対する補助制度（要件あり）

【お申込みの受付】

随 時（開庁日・開庁時間）

※予算の範囲内で実施する補助制度のため、予算の執行状況によっては、予告なく募集を終了する場合がございますので、申請する前に必ず下記までお問合せください。

【補助対象者】

鹿児島市が主催する創業に関するセミナー等の修了者（一定の要件あり）

【補助対象経費】

新規開業時の空き店舗の整備に要する経費

※詳しい要件等は裏面をご覧ください。

〔お問合せ・お申込み先〕

鹿児島市 産業支援課 商業サービス業係

（〒892-8677 鹿児島市山下町 11-1）

電話:099-216-1322 FAX:099-216-1303

E-mail: san-syogyo@city.kagoshima.lg.jp

要事前相談！

中心市街地や団地核の空き店舗に出店する方を応援します！

この制度は、鹿児島市が主催する創業に関するセミナー等を修了し、かつ、一定の要件を満たす方が、中心市街地や都市機能誘導区域の団地核にある空き店舗を活用して新規開業する場合に店舗の整備に要する経費の一部を補助するものです。

☆補助制度の概要 ※その他にも要件等があります。

対象者	鹿児島市が主催する創業に関するセミナー等(注1)を修了し、かつ一定の要件(注2)を満たす方 ※空き店舗の賃貸借契約を締結する前にご相談ください。 注1 市が主催する、ワンストップ相談窓口・創業スキル養成講座(基礎編・実践編)・インキュベーション事業の特定創業支援事業など ※詳しくは、下記までお問合せください。 注2 一定の要件については、下記までお問合せください。
対象業種	小売業、飲食業及びサービス業 ・事務所等は対象となりません。 ・1日6時間以上営業する店舗に限ります。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者は除きます。
対象地域	中心市街地(注3)又は都市機能誘導区域の団地核(注4) ※詳しくは、下記までお問合せください。 注3 第3期鹿児島市中心市街地活性化基本計画で定める計画区域 注4 かごしまコンパクトなまちづくりプランにおける都市機能誘導区域の団地核
対象空き店舗	対象地域にある空き店舗で、1階部分かつ3ヶ月以上賃貸されていないもの ※詳しくは、下記までお問合せください。
対象経費	新規開業時の空き店舗の整備に要する経費で、整備工事着手日から営業開始日までに要した経費に限る。(※什器、備品等の購入費は除く。) ※詳しくは、下記までお問合せください。
金額	対象経費の1/2以内(※千円未満は切捨て)
限度額	①100万円(空き店舗が中心市街地の商店街の区域内にある場合) ②50万円(空き店舗が中心市街地の商店街の区域外にある場合、又は団地核内にある場合)
回数	1対象者につき1回

※詳しい募集要項は、鹿児島市ホームページに掲載しています。

(お問合せ・お申込み先)

鹿児島市産業支援課商業サービス係(〒892-8677 鹿児島市山下町11-1)

電話:099-216-1322 FAX:099-216-1303 E-mail: san-syogyo@city.kagoshima.lg.jp